

公共交通等事業者燃料油価格高騰対策一時支援金（トラック）の概要

1 申請・問い合わせ先

一般社団法人兵庫県トラック協会

〒657-0043 兵庫県神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

ホームページ : <https://www.hyotokyo.or.jp/>

T E L : 078-882-5556

2 対象事業者

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に定める一般貨物自動車運送事業を営業者で、県内に営業所を有し、令和6年9月30日時点において事業を営んでおり、かつ令和7年3月末まで事業を継続する意思があるもの。（令和6年10月以降に事業を継承し、かつ令和7年3月末まで事業を継続する意思があるものを含む。）

ただし、資本金又は出資の総額が10億円以上の者（資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人を超える者）を除く。

3 一時支援金の額

支援金の額は、以下の算定式による。

【算定式】車両数（※）×11,000円

※車両数

令和6年9月30日時点において県内の営業所に配置されている車両数を上限とする。ただし、以下の車両は除く。

- ・被牽引車など原動機を有しない車両
- ・霊柩、一般廃棄物収集運搬、特定貨物自動車運送事業など用途を限定して使用する車両
- ・未車検等休車扱いとしている車両

なお、申請後、令和7年3月31日までに休車・処分・廃業等により稼働する車両数が減少し、支援金の算定に使用した車両数を下回る場合には、当該下回った車両数分を返還すること。